

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和5年 6 月 15 日	
佐賀県知事 殿	
提出者	
住 所 福岡市博多区博多駅南六丁目3番1号	
氏 名 九鉄工業株式会社 福岡支店	
取締役支店長 瀬尾 啓治	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 092-441-4243	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	九鉄工業株式会社 福岡支店 佐賀保線所他
事業場の所在地	佐賀県内事業場
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06 総合工事業
② 事業の規模	完成工事高 7,749百万
③ 従業員数	148名(令和5年4月1日現在)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1参照

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図) 別紙2参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量		t t
	(これまでに実施した取組) 別紙3参照		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量		t t
	(今後実施する予定の取組) 別紙3参照		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 建設汚泥、紙くず、木くず、金属くず、廃石膏ボード、コンクリートがら等、再利用できるものを分別廃棄している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の取り組みを維持し、原料として再利用できるものを分別する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙3参照		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
別紙3参照			
※事務処理欄			

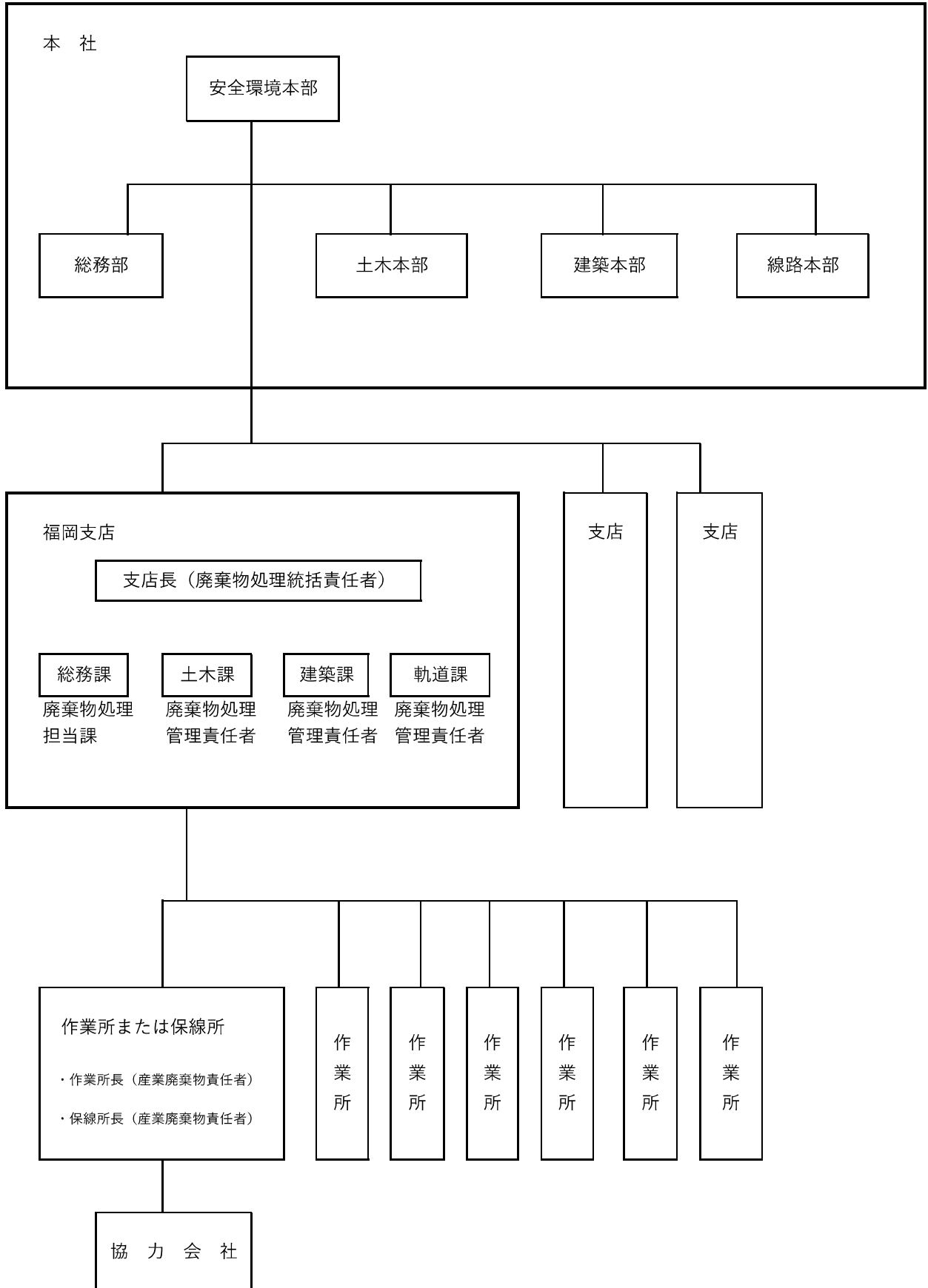
(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

● 廃プラスチック	→ 委託処理（プラスチック原料として再利用） 委託処理（中間：選別）	→ 委託処理（再生：圧縮梱包材）
● 紙くず	→ 委託処理（再生：紙原料）	
● 木くず	→ 委託処理（再生：チップ） 委託処理（中間：選別）	→ 委託処理（再生：燃料・製紙資材）
● 金属くず	→ 委託処理（再生：金属資源）	
● ガラス陶磁器くず	→ 委託処理（セメント燃料・再生路盤材として再生） 委託処理（中間：破碎）	→ 委託処理（最終：埋立）
● 廃石膏ボード	→ 委託処理（再生：製品材料）	→ 委託処理（再生：石膏粉・石膏ボード）
● その他がれき類	→ 委託処理（再生路盤材として再生） 委託処理（中間：選別・破碎）	→ 委託処理（最終：埋立）
● コンクリートがら	→ 委託処理（再生：建設資材）	
● アスファルトがら	→ 委託処理（再生：建設資材）	
● 安定型建設混合廃棄物	→ 委託処理（中間：選別・破碎）	→ 委託処理（最終：埋立）
● 管理型建設混合廃棄物	→ 委託処理（中間：選別・破碎）	→ 委託処理（再生：圧縮梱包材・熱エネルギー等） 委託処理（最終：埋立）
● （特管）汚泥（鉛含有塗料）	→ 委託処理（中間：焼却）	→ 委託処理（再生：燃料用ペレット）

管 理 体 制



（第2面）

（※四捨五入にて小数点2位まで記載）

●産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状【前年度（令和4年度）実績】

（単位：t）

産業廃棄物の種類	廃プラスチック	紙くず*	木くず*	木くず （リサイクル）	金属くず*	ガラス陶磁器くず*	廃石膏ボード	その他がれき類	コンガラ	アスコンガラ	管理型建設 混合廃棄物	管理型 混合廃棄物	特定産業廃棄物 （塗料）	合計
排出量	48.23	1.35	43.65	154.61	0.45	0.70	3.50	413.87	257.15	307.08	12.74	1.30	1.45	1246.08

（これまで実施した取り組み）

産業廃棄物の処理について次に掲げる事項を実施し、また協力会社にも必要な指導を行う。

- 1.排出抑制
 - ・設計及び施工計画段階において廃棄物の発生抑制を考慮した工法、資材等を採用する。
- 2.再生利用
 - ・作業所内で資材を繰り返し使用する
 - ・廃棄物を再生利用施設へ委託し、自らも再生資源を積極的に使用する。
 - ・廃棄物の分別を徹底し再生利用を推進する。
- 3.中間処理
 - ・汚泥の脱水を行うなど中間処理を推進する。
- 4.その他
 - ・処理内容を確認し、処理業者と適切な委託契約書を締結する。
 - ・特別管理産業廃棄物の適性処理を確保する。

②計画【目標】

（単位：t）

産業廃棄物の種類	廃プラスチック	紙くず*	木くず*	木くず （リサイクル）	金属くず*	ガラス 陶磁器くず*	廃石膏ボード	その他がれき類	コンガラ	アスコンガラ	管理型建設 混合廃棄物	管理型 混合廃棄物	特定産業廃棄物 （塗料）	合計
排出量	47.27	1.32	42.78	151.52	0.44	0.69	3.43	405.59	252.01	300.94	12.49	1.27	1.42	1221.16

（今後実施する予定の取組）

これまで実施した取り組みを継続し、産業廃棄物処理の減量達成率の目標は対前年度の2%減とする。

●産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状【前年度（令和4年度）実績】

（単位：t）

産業廃棄物の種類	廃プラスチック	紙くず	木くず	木くず (リサイクル)	金属くず	ガラス 陶磁器くず	廃石膏ボード	その他がれき類	コンガラ	アスコンガラ	管理型建設 混合廃棄物	管理型 混合廃棄物	特定産業廃棄物 (塗料)	合計
排出量	48,23	1,35	43,65	154,61	0,45	0,70	3,50	413,87	257,15	307,08	12,74	1,30	1,45	1246,08
優良認定処理業者への 処理委託量	21,70	1,35	7,98	67,10	0,45	0,50	3,50	272,20	48,77	24,86	12,74	1,30	1,45	463,90
再生利用業者への 処理委託量	28,11	1,35	43,65	154,61	0,45	0,50	3,50	413,87	257,15	307,08	12,74	1,30	1,45	1,225,76
認定熱回収業者への 処理委託量	0,00	0,00	0,00	0,00	0,00	0,00	0,00	0,00	0,00	0,00	0,00	0,00	0,00	0,00
認定熱回収業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量	0,00	0,00	0,00	0,00	0,00	0,00	0,00	0,00	0,00	0,00	0,00	0,00	0,00	0,00

（これまで実施した取り組み）

- ・廃棄物を再生利用施設へ委託し、自らも再生資源材を積極的に使用する。
- ・廃棄物の分別を徹底し、再生利用を推進する。

②計画【目標】

（単位：t）

産業廃棄物の種類	廃プラスチック	紙くず	木くず	木くず (リサイクル)	金属くず	ガラス 陶磁器くず	廃石膏ボード	その他がれき類	コンガラ	アスコンガラ	管理型建設 混合廃棄物	管理型 混合廃棄物	特定産業廃棄物 (塗料)	合計
排出量	47,27	1,32	42,78	151,52	0,44	0,69	3,43	405,59	252,01	300,94	12,49	1,27	1,42	1221,16
優良認定処理業者への 処理委託量	21,27	1,32	7,82	65,76	0,44	0,49	3,43	266,76	47,79	24,36	12,49	1,27	1,42	454,62
再生利用業者への 処理委託量	27,55	1,32	42,78	151,52	0,44	0,49	3,43	405,59	252,01	300,94	12,49	1,27	1,42	1,201,24
認定熱回収業者への 処理委託量	0,00	0,00	0,00	0,00	0,00	0,00	0,00	0,00	0,00	0,00	0,00	0,00	0,00	0,00
認定熱回収業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量	0,00	0,00	0,00	0,00	0,00	0,00	0,00	0,00	0,00	0,00	0,00	0,00	0,00	0,00

（今後実施する予定の取組）

- ・廃棄物を再生利用施設へ委託し、自らも再生資源材を積極的に利用する。
- ・廃棄物の分別を徹底し再生利用を推進する。